

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

あいつわかまつし  
会津若松市

## 2 構造改革特別区域の名称

会津若松市新規就農支援特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

会津若松市の区域の一部

## 4 構造改革特別区域の特性

[市の概況]

(位置)

会津若松市は福島県の西部、会津盆地の東南に位置する会津地方の中核都市であり、おおむね東経 139°55'、北緯 37°30' に位置し、東京から約 300km、県都福島市から約 100km の距離にある。東は猪苗代湖を境とし、南は布引山・大戸岳を境とした山々が連なり、西は会津盆地を縦断する阿賀野川水系阿賀川（大川）を境としている。



(気候)

気候は内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多く、夏期は太平洋側に近い気候を示すものの、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が激しくなる。

平均最高気温（8月）は 30.4℃、平均最低気温（1月）は -4.5℃ で、日最低気温は 12 月上旬から 3 月下旬まで氷点下になる日があり、年間平均降水量は 1,200mm 前後、平均最深積雪は 63 cm で、根雪期間は年間約 63 日に渡る。

(土地)

市域面積は 315.28 km<sup>2</sup> で、山林原野が 142.06 km<sup>2</sup>、田、畑については 38.49 km<sup>2</sup> あり、主に北西部平坦地の高野、町北、神指地域と、南西部の門田、大戸地域及び東部の湊地域において、優良な生産性の高い農地が広がっている。

農業振興地域は、市街化区域及び山岳地帯を除き、13,360ha 設定されている。うち農用地区域として、3,342ha を指定しており、優良農地の保全と農業振興のための施策を積極的に展開し、生産構造の改善を推進している。農用地区域の内訳として農地 3,126ha、農業用施設用地 4ha、山林原野 212ha となっている。

(人口)

総人口は平成 15 年 10 月 1 日現在で 116,743 人であり、平成 2 年の 119,080 人から 2,337 人、1.96% 減少している。また、65 才以上の高齢人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成 2 年の 13.7% から平成 12 年には 19.6% に上昇しており、高齢化が進んでいる。

(農業構造)

本市の農業については、肥沃な水田を利用し、稲作を中心に全国的にも評価の高い会津米を生産し、また地域独自の特産物である「会津身不知柿」や「薬用人参」の栽培などにも取り組み、本市の基幹産業の一翼を担っている。

しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢は大きく変化し、農家戸数および農業従事者は平成2年から平成12年の10年間に約14%減少、高齢化率については同期間で約14ポイント上昇、さらには耕作放棄の進展も深刻で同期間で面積にして約55%増加するなど、農業農村の活力不足が懸念される。

専業・兼業別農家戸数等

(資料：農林業センサス・農業センサス 単位：戸)

年次	農家戸数				
	総数	専業	兼業		自給的農家
			1種	2種	
平成2年	2,532	232	744	1,256	300
平成12年	2,174	218	348	1,256	352

農業従事者数の推移

(資料：農林業センサス・農業センサス 単位：人)

年次	農業従事者数	うち65歳以上	高齢化率
平成2年	7,416	1,435	19.4%
平成12年	6,392	2,141	33.5%

耕作放棄地

(資料：農業センサス、農林業センサス 単位：ha)

年次	経営耕地面積	耕作放棄面積	耕作放棄率
平成2年	3,824	58	1.5%
平成12年	3,473	90	2.5%

(本市農業中期計画：あくりわかまつ活性化プラン21)

本市においては、平成14年3月に、食料・農業・農村に関する基本理念と施策を定めた「会津若松市食料・農業・農村基本条例」を制定するとともに、この条例に基づき、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画として今後10年間に本市が目指すべき姿と、これを実現するための方針である「あくりわかまつ活性化プラン21」を策定し、平成23年度を目標年次として農業・農村の振興に取り組んでいる。特に地域農業担い手の育成については、緊急かつ必須の課題であるため、認定農業者、生産組織及び法人化による中核的担い手の育成を進めるとともに、新規就農者受入体制を整備し、新たに農業を始めようとする意欲ある農業者の支援を図っている。

あくりわかまつ活性化プラン21 将来の地域農業構造 目標年次：平成23年度

	目標年次における農家戸数	目標年次における農用地利用面積及びシェア	経営の姿
効率的かつ安定的な農業経営体 (生産組織及び認定農業者など)	190戸	2,310ha 70% 組織経営体 約1,090ha 個別経営体 約1,220ha	土地利用型農業 90戸 組織経営体 20組織 ・経営規模 50ha以上 ・オペレーター 3人/組織程度 個別経営体 30戸 ・経営規模 15ha以上 複合経営 100戸 ・経営規模 4~8ha程度
兼業・高齢農家	1,350戸	950ha 29%	安定兼業経営 ・経営規模 30a~3ha ・経営内容

			水稻 全面委託～自己完結 型 園芸 自家用～出荷
自給的農家	460 戸	40ha 1%	自家用野菜栽培 ・経営規模 10a 未満程度 ・水田は貸出
合計	2,000 戸	3,300ha	

#### [構造改革特別区域の特性]

本市の農業構造は、農業者の減少、高齢化の進展、耕作放棄地の増加などが進展し、農業・農村の活力低下が懸念される。

そのような中、構造改革特別区域については、近年の大区画農地造成や担い手への農地集積などを目的としたほ場整備事業が実施されていないことなどから、耕作放棄地発生や担い手育成の面で条件不利となっている。

耕作放棄地率について、全市平均に比べ約 4.3 ポイント高く、区域外との比較では約 6.3 ポイントも高い。また、全国平均に比べ約 1.7 ポイント高い。高齢化率について、全市平均に比べ約 2.2 ポイント高く、区域外との比較では約 3.7 ポイント高い。また、全国平均に比べて約 1.1 ポイント高い。さらには、今後の農業における持続的かつ安定的に経営を図ろうとする担い手の育成が遅れており、農地 100ha 当たりの認定農業者数についても、全市平均に比べ約 1.6 ポイント低く、区域外との比較では約 2.3 ポイント低い。また、全国平均に比べても約 2.3 ポイント低い。

営農を取り巻く環境が厳しい中、構造改革特別区域については、今後とも大規模な農業投資を実施する計画がなく、営農環境の大幅な改善については望めない状況にある。

そのため、既存農業者の育成のみでは農業離れに歯止めがかからず、担い手不足や耕作放棄地の増加など、農業・農村活力の減退が特に懸念されている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

農業・農村は農産物の供給や生活・就業の場であるとともに、国土の保全や水資源の涵養、自然環境の形成などの機能を有し、更に自然学習やレクリエーションの場、農村文化の伝承等、多面的かつ重要な機能を担っている。

このように農業・農村の持続的発展が重要視されるなか、構造改革特別区域内においては農業従事者（主として農業に従事）の高齢化が進み、平成 2 年から平成 12 年の 10 年間で高齢化率が 23 ポイント上昇、さらには担い手育成の条件不利から農家戸数も同期間で 15% 減少し、今後の農業を担う農業者の確保が困難となっている。遊休農地の解消に対しても農業者の減少が影響し、抜本的な解決に至らず優良農地の確保が困難となってきている。今後このような傾向がつつけば、単なる産業力低下の面だけでなく、農業・農村の維持に対しても深刻な影響が懸念される。

これまでも、意欲ある農業者への育成支援および耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援については施策を講じてきたものの、結果として意欲ある農業者や優良農地の確保の点からは減少傾向にあり、新たな視点での農業・農村の持続的発展を図る必要性がある。いままでは既存農業者育成、もしくは跡継ぎ農業者の確保に重点を置いてきたが、これら考えだけでは課題を解消できない状況下から、新たな人材を確保するという視点での施策展開が望まれている。

このような中、昨今の多様な価値観や都市農村交流などにより、農業農村分野以外から農村部に根付きながら新規に営農を始めようとする就農希望者が増えつつある。既存の農業農村分野からの人材確保が困難な中で、新規就農者の確保は、農村人口の増加、農地保全の拡大、生産規模の増加、定住や新たな設備投資に伴う経済波及効果が期待できる。さらには農村部の新たな担い手として、農業分野のみならず農村コミュニティの持続的発展や農村文化継承にも寄与できると考えられる。

そのため、市内外からの農業に意欲ある就農希望者の受入体制を整備し、積極的に新規就農者の確保に努めるものである。しかしながら、現行の農地法における原則50a以上の農地取得下限面積要件が、小規模ながら低コストで効率的な営農開始を希望する者の支障要因となっていることから、このような新規就農希望者を規制の特例措置により積極的に受け入れ、農業農村の持続的発展につなげる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域においては、近年の厳しい農業情勢や地域的な条件不利性により、農業者の減少や担い手不足、耕作放棄の発生により農業農村の活力低下が懸念され、これら解消のためには農業農村の持続的発展に向けた取り組みを図ることが重要であり、農村地域における担い手の確保や農地保全を推進するため、地域に根ざした農業者の育成確保による持続的な営農体制の構築が求められている。

これまでも、既存農業者の育成支援や跡継ぎ農業者の確保支援および耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援を講じてきたところであり、厳しい農業情勢の中においても営農体制の維持に努め、地域担い手の育成や農地保全に取り組んできたところであるものの、今後とも農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される現状にある。このため、今までの取り組みに加え、新たな人材を農業農村分野以外から積極的に確保するという視点での施策展開を図りながら、これまで以上に営農に意欲ある農業者の育成確保に努めていく。

新規就農者を積極的に受け入れ営農自立を促し地域担い手への育成支援を図ることが地域農業者の確保となり、さらには既存農業者と連携を図り営農をすすめることが地域の持続的な営農体制の発展に及ぶものと考えられ、それが農業農村人口の増加、地域農業ぐるみによる農地保全の拡大や生産規模の増加、農村部への定住促進による農村コミュニティの維持につながることであり、これら取り組みを一体としてすすめ農業農村の持続的発展を図っていく。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果

農業者の減少や担い手不足、耕作放棄の発生など農業農村の活力低下が懸念される構造改革特別区域において、本市農業中期計画（アグリわかまつ活性化プラン）の実行期間である平成16年から平成23年までに、新規就農者について年間1人合計8人を特定事業の実施に基づき確保することにより、新たに作付される生産物から発生する農業粗生産額として118百万円程度の向上を目指すとともに、耕作に生じる生産経費などから73百万円程度の経済波及効果を想定する。さらには不作付地の耕作による農地の多面的機能の向上や、新規就農者世帯の農村部定住による農村人口の増加も見込まれる。将来的には新規就農者が地域農業の担い手へ発展することや、農村コミュニティの持続的発展や農村文化継承の担い手にもつながるものとする。

## 8 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

農業者の減少や担い手不足、耕作放棄の発生など農業農村の活力低下が懸念される構造改革特別区域において、農業・農村の持続的な発展に向けた取り組みは重要であり、その取り組みの一部として新規就農者の確保および育成を図るべく、特定事業と併せ関連する事業の展開を図る。

就農者への営農開始後自立に向けた支援として、会津若松市新規就農対策事業（会津若松市新規就農者支援センター）を実施し、農業未経験者や市外在住者など本市での就農を希望する者に対し、市役所を軸とした総合的な就農支援に取り組む。積極的な受入体制をPRし、それにより寄せられる初期の就農相談体制を関係機関連携のもと図る。具体的な就農計画の検討協議の段階

においては、関係機関連携による研修斡旋、営農指導、金融相談、農用地斡旋を図りながら、一体的体制で支援を行う。研修斡旋においては希望に応じ対策事業に伴い登録した農家での農業研修を斡旋し、より実践的な農業研修を行う。さらに、就農支援資金制度等を活用した新規就農者の資金需要に応えていく。

次に営農開始後自立に向けた支援として、農業後継者対策事業（市内農業青年者との交流）や農村青年配偶者対策事業の活用により、農業者や地域社会との交流や農業や定住促進にむけた情報交換の場を提供していくとともに、新規就農者の多くが園芸主体の営農類型を選択すると予想されることから園芸振興事業の活用による施設補助などに支援を図る。

将来的には、営農自立による担い手への発展を支援すべく、農業経営基盤強化促進事業や農業経営資金利子補給事業により規模拡大に向けた支援を図る。

営農開始前支援	会津若松市新規就農者支援対策事業 就農支援資金制度及び経営開始資金制度事業
営農開始後自立支援	農業後継者対策事業 農村青年配偶者対策事業 園芸振興事業
営農自立後担い手育成支援	農業経営基盤強化促進対策事業 会津若松市農業経営利子補給事業

(別紙)

## 1. 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域の農地の権利を取得する者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4. 特定事業の内容

会津若松市の区域からほ場整備事業実施区域(県営ほ場整備事業(神指地区)、ほ場整備事業(河東地区)、ほ場整備事業(中前田地区)、ほ場整備事業(下馬渡地区)、県営ほ場整備事業(四ツ谷地区)、県営高度利用集積ほ場整備事業(門田地区)、県営低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業(門田第2地区)、県営ほ場整備事業(若松北部地区)、県営低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業(若松北部第2地区)、県営経営体育成基盤整備事業(若松北部第3地区)、県営経営体育成基盤整備事業(湊地区)、県営土地改良総合整備事業(松窪地区)、県営経営体育成基盤整備事業(大戸地区)、県営経営体育成基盤整備事業(上三寄地区)、県営経営体育成基盤整備事業(門田第3地区)、県営畑地帯総合整備事業(南四合地区)、県営経営体育成基盤整備事業(赤井地区)、県営経営体育成基盤整備事業(双潟地区))及びほ場整備事業予定区域(県営経営体育成基盤整備事業(原地区:湊町大字原字谷地田、湊町大字原字尻上り、湊町大字原字右衛門原、湊町大字原字小山前、湊町大字原字家ノ西、湊町大字原字家ノ東、湊町大字原字日陰山、湊町大字原字五輪壇、湊町大字原字広面、湊町大字原字宇都野、湊町大字原字五百刈、湊町大字原字中道、湊町大字原字山田、湊町大字原字坂本)、県営経営体育成基盤整備事業(門田第4地区:門田町大字面川字根岸、門田町大字堤沢字下村、門田町大字堤沢字中田、門田町大字堤沢字北村)、県営経営体育成基盤整備事業(小谷地区:大戸町小谷川端、大戸町小谷西村、大戸町小谷平沢、大戸町小谷坂下、大戸町大字小谷字西川原、大戸町大字小谷字寺南、大戸町大字小谷字館ノ越)、県営経営体育成基盤整備事業(経沢地区:湊町大字平潟字長道路、湊町大字平潟字中谷地、湊町大字平潟字経沢、湊町大字平潟字大経沢、湊町大字平潟字宮ノ前))を除く区域を構造改革特別区域とし、構造改革特別区域内の農地の権利取得後の下限面積を10a以上に緩和することにより、新規就農希望者受入を促進し、本市農業の活性化を図ることを目的に特定事業を導入する。

特定事業の導入に至っては、市内各関係機関と連携を図った総合的な窓口となる会津若松市新規就農支援センターにより、新規就農希望者向けの相談会の実施、ハローワーク等を利用した新規就農希望者の把握に努め、就農希望者の確保に努めて行く。

また、新規就農希望者の確保後、新規就農支援センターにより、就農相談、技術研修先の確保や支援、スムーズな農地の斡旋など支援を図り、下限面積要件緩和による農地の取得後も、新規就農者に対し、就農後の技術・経営指導、地域コミュニティへの橋渡しなどの支援を行なうことにより、農地の保全及び有効利用、農業者人口の確保を図る。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域内の農業構造は、近年の大区画農地造成や担い手への農地集積などを目的としたほ場整備事業が実施されていないことなどから、耕作放棄地発生や担い手育成の面で条件不利となっている。

耕作放棄地率について、全市平均に比べ約4.3ポイント高く、区域外との比較では約6.3ポ

イントも高い。また、全国平均に比べ約1.7ポイント高い。高齢化率について、全市平均に比べ約2.2ポイント高く、区域外との比較では約3.7ポイント高い。また、全国平均に比べて約1.1ポイント高い。さらには、今後の農業における持続的かつ安定的に経営を図ろうとする担い手の育成が遅れており、農地100ha当たりの認定農業者数についても、全市平均に比べ約1.6ポイント低く、区域外との比較では約2.3ポイント低い。また、全国平均に比べても約2.3ポイント低い。

#### 特区対象地域の比較

	単位	市全域	特区対象地域	特区対象地域外	全国
耕作放棄地率	%	2.5%	6.8%	0.5%	5.1%
高齢化率	%	33.5%	35.7%	32.0%	34.6%
数	人	3.71	2.12	4.44	4.42

営農を取り巻く環境が厳しい中、構造改革特別区域については、今後とも大規模な農業投資を実施する計画がなく、営農環境の大幅な改善については望めない状況にあり、高齢化の進展、農業者の減少、耕作放棄地の増加の解消は、構造改革特別区域内農業の大きな課題となっている。

また、本市の現状の下限面積について、旧若松市区域は原則30a以上として一部緩和が講じられているものの、その区域は市街化区域の都市化などにより残存農地が少なく、実際の新規就農者の就農地として需要に応じられないのが現状である。

そのような中、本市においても、年間数件の新規就農希望者の相談があるものの、原則50a以上の農地法の下限面積要件が、小規模ながら低コストで効率的な営農開始を希望する者の支障要因となっている状況下にあることなどから、本市としては農地の権利取得後の下限面積要件を10a以上へ緩和を図り新規就農希望者の受入を促進し、農業従事者の確保に努めるべく特定事業を導入することとする。

本市農業構造は、現行制度においても高齢化、農業者人口の減少、耕作放棄地の増加が進展している状況であり、各種施策に取り組むもののその拡大に歯止めがきかない現状である。

将来の目指すべき農業構造においては、従来の担い手を中心とした収益性の高い経営体の育成と合わせ、収益性の確保できる安定兼業経営体の育成を図り、地域農業発展の役割を担っていくことを本市農業中期計画（アグリわかまつ活性化プラン21）でも示している。

#### あぐりわかまつ活性化プラン21 将来の地域農業構造 目標年次：平成23年度

	目標年次における農家戸数	目標年次における農用地利用面積及びシェア	経営の姿
効率的かつ安定的な農業経営体 （生産組織及び認定農業者など）	190戸	2,310ha 70% 組織経営体 約1,090ha 個別経営体 約1,220ha	土地利用型農業 90戸 組織経営体 20組織 ・経営規模 50ha以上 ・オペレーター 3人/組織程度 個別経営体 30戸 ・経営規模 15ha以上 複合経営 100戸 ・経営規模 4～8ha程度
兼業・高齢農家	1,350戸	950ha 29%	安定兼業経営 ・経営規模 30a～3ha ・経営内容 水稲 全面委託～自己完結型 園芸 自家用～出荷
自給的農家	460戸	40ha 1%	自家用野菜栽培 ・経営規模 10a未満程度 ・水田は貸出

合計	2,000戸	3,300ha	
----	--------	---------	--

特定事業による新規就農者の確保は、中期的には安定兼業経営体の育成の一手法であり、これら施策の中での取り組みである。

あわせて全体の施策と整合性を図るべく、担い手による農地の規模拡大、農作業の共同化等地域の効率的かつ総合的な農地利用に支障が生じることのないように、農地集積や大規模経営対育成の施策を積極的に進めている「ほ場整備事業の実施区域および予定区域」を除いて特別区域を設定し、営農全体に対する効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさない取り組みを図る。

更に、関係機関からなる会津若松市新規就農支援センターにより営農計画審査及びその経過審査を行い弊害防止に努める。

また、特定事業の実施による具体的な新規就農者育成計画としては、平成16年から平成23年までに年間1人、計8人の確保を図ることを目標とする。